

令和3年7月21日

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹下 伸男

鹿屋市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年4月28日付け鹿教生第40号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

以下の保有個人情報の不開示決定に対する審査請求についての諮問

令和3年2月12日午前10時ころ、鹿屋市高須町において公用車（ナンバー2117）
を利用した用務の執行にかかる業務に関する文書に記載されている私の情報

1 審査会の結論

鹿屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年2月18日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定については、鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 保有個人情報開示請求

請求人は、条例第12条第1項の規定に基づき、令和3年2月13日付けで実施機関に対し、「令和3年2月12日午前10時ころ、鹿屋市高須町において公用車(ナンバー2117)を利用した用務の執行にかかる業務に関する文書に記載されている私の情報」について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

令和3年2月18日、実施機関は、条例第18条第2項の規定に基づき、本件請求の全部の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

令和3年4月6日、請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

(4) 諮問

令和3年4月28日、実施機関は、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

3 請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人から提出された審査請求書及び意見書における請求人の主張を要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、令和3年2月12日午前10時頃、高須町内において市の公用車（ナンバー2117）を発見した。「過去に、何れかの公的組織から、本人の知らないところで何らかの処分を受け、その効果が永続的に続いているもの」と考えていることから、この公用車にも追いかけて回されているものと考えた。

イ 「自動車運転日誌兼運行前点検簿」に記載された当該時間の用務は「街頭補導環境巡視」であるが不実記載と考えていること、また「街頭補導環境巡視」に関する文書は「活動日誌」に限定されるものではないと考えていることから、開示請求権を侵害されている蓋然性があり、違法である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された理由説明書及び補充説明書並びに当審査会における説明を要約すると、本件処分における要旨は概ね次のとおりである。

(1) 根拠条項の内容

条例第18条第2項は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知する必要があることを定めたものである。

(2) 本件処分の検討

実施機関所管の街頭指導環境巡視業務についての巡視対象者は青少年であり、また、業務を管理する唯一の文書である「活動日誌」に保有個人情報の記載はなく、本件請求の保有個人情報は存在しない。

(3) 審査請求の趣旨及び理由に対する意見

請求人は、実施機関が所管する公用車に追いかけて回されていると考え、当該

時間の用務が不実記載であり、開示請求権を侵害されている蓋然性があり違法であると主張している。

しかしながら、これまで請求人に開示した公文書を調査した結果、所属長の命令のとおり適正な事務執行がなされており、請求人が主張する開示請求権の侵害はない。

5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-----------|------------------------------------|
| 令和3年4月28日 | 実施機関から諮問書を受理（後日一部修正） |
| 4月28日 | 実施機関から不開示決定理由説明書を受理 |
| 5月18日 | 請求人から意見書を受理 |
| 5月25日 | 諮問の審議（実施機関に不開示決定理由等を聴取。 公文書の調査） |
| 7月6日 | 諮問の審議 |

6 審査会の判断

(1) 各論点に関する審査会の判断

本件処分について審議した結果は、以下のとおりである。

ア 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

当審査会は、実施機関に対し、本件請求に係る保有個人情報の保有の実態について、次の点を確認した。

- ① 実施機関における街頭指導環境巡視業務は、定期巡視による青少年を対象とした指導を実施しており、個人を特定した巡視ではないこと。
- ② 街頭指導環境巡視業務においては、指導を行った青少年の個人情報を記録しない事務取扱としていること。
- ③ 鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）第8条第1項の規定に基づき、実施機関に対し本件請求に関連する公文書の提出を求め、当審査会において調査を実施したところ、保有個人情報は存在していないこと。

以上のことを踏まえると、本件請求に係る保有個人情報保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び意見書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

(2) 審査会の判断結果

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。よって、不開示の決定が正しいと判断する。